

平成30年度佐賀県ものづくり企業活性化支援事業費補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答	募集要項該当箇所	募集要項ページ
1	対象者について	自社の業種をどのように判断すればよいか。	総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)内の日本標準産業分類を参考に応募者自身で判断してください。また、本補助金の対象は「製造業を営む者」であるため、製造業に該当しなければ対象外となり、応募することはできません。	2. 対象者の(1)	P2
2		現在は日本標準産業分類では「製造業」に当てはまらないが、応募予定の事業内容は「製造業」に当てはまるので応募は可能か。	本補助金は、現在製造業を営む者を対象としているため、計画された事業が製造業に類する内容でも、現在の業種が日本標準産業分類の製造業でない場合は対象外となり、応募することはできません。	2. 対象者の(1)	P2
3		洋菓子店を営んでおり、新たにオープン等を導入したいが対象者となるか。	和菓子・洋菓子・パン屋等は「製造小売業」となり、日本標準産業分類上、大分類「小売業」に分類されるため「製造業」にあたらなため対象者となりません。 ※製造小売業：製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子店、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。	2. 対象者の(1)	P2
4		複数の企業と合同で事業を計画しているが、応募は可能か。	本補助金の対象となる事業者は「中小企業者」であるため、企業体など中小企業者とされない団体は対象外となり、応募することはできません。	2. 対象者の(1)	P2
5		昨年度、本補助金の交付されたが、本年度も応募することは可能か。	昨年度と本年度で事業内容が異なれば応募可能です。但し、補助事業計画書(様式第1号別紙1)内の「他の補助金の交付実績・予定」に必要事項を記載のうえ応募してください。	8. 補助対象外事業及び事業者について	P4
6		事業の企画のみを行い、実際の製造や技術開発は他社へ委託する形でも応募は可能か。	「主たる技術解決を外注又は委託すること」、「試作品等の製造・開発を全て委託する企画だけを行う事業」などは補助の対象外となり、応募することはできません。	8. 補助対象外事業及び事業者について	P4
7	応募する支援事業について	新技術創出等支援事業と生産性向上等支援事業の両方に応募をしたいが可能か。	年度内の応募は、1企業につき新技術創出等支援事業又は生産性向上等支援事業のどちらか一方のみです。そのため、両方の事業に応募することはできません。	7. 応募手続等の(3)	P4
8		新技術創出等支援事業(又は生産性向上等支援事業)に2つの事業計画を応募したいが可能か。	年度内の応募は、1企業につき1事業計画のみです。そのため、新技術創出等支援事業(又は生産性向上等支援事業)に2つの事業計画を応募することはできません。	7. 応募手続等の(3)	P4
9	特定ものづくり基盤技術について	新事業を行いたい、特定ものづくり基盤技術のどれに該当するか。	中小企業庁のホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html)を参考に応募者自身で判断してください。また、応募の際は補助事業計画書(様式第1号別紙1)内において関連する技術分野にチェックを入れてください。	3. 補助対象事業の「○新技術創出等支援事業」	P3
10	他の補助金との関係について	本年度、他の補助金(国のものづくり補助金や県の他の補助金等)の採択を受けているが、応募は可能か。	同一の事業でなく、経費の重複もなければ、申請は可能です。但し、補助事業計画書(様式第1号別紙1)内の「他の補助金の交付実績・予定」に必要事項を記載のうえ応募してください。	8. 補助対象外事業について	P4
11		他の補助金で同一事業計画で採択を受けたが、本補助金への応募は可能か。	他の補助金で採択を受けられた時点で、その事業計画は補助対象外事業となり、応募することはできません。	8. 補助対象外事業について	P4
12	事業計画書の書き方について	補助事業計画書(様式第1号別紙1)内の1. 事業者の概要「他の補助金の交付実績・予定」欄はどこまで書いたらよいか。	過去3年間に於いて関連する他の補助金の交付を受けた場合又は現在申請中の場合に、採択(予定)年度、補助事業名、事業計画名をご記入ください。	—	—
13		補助事業計画書(様式第1号別紙1)内の1. 事業者の概要「業種」は日本標準産業分類のどの業種を記載すればよいか。	総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)内の日本標準産業分類の中分類に該当する業種をご記入ください。	—	—
14	審査について	不採択等の理由は教えてもらえるのか。	審査内容については応募者本人も含め問い合わせは受け付けておりません。ご了承の上、応募してください。	9. 審査方法等についての(1)	P4
15	補助対象経費について	作業場が暑く労働環境が良くないため、生産性向上にも繋がるため、エアコンを購入したいが応募は可能か。	汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入は補助対象外です。エアコンについても汎用性が高いと考えられるため原則補助対象経費には認められません。	<補足: 補助限度額、補助率、補助対象経費区分等の具体的内容について>	P10~12